

令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業の
事業評価について

第 2 3 回 藤沢市地域公共交通会議

2021 年 7 月 16 日（金）

藤 沢 市

1. 趣旨説明

はじめに、地域公共交通確保維持改善事業とは、生活交通改善事業計画に基づいて実施される事業をいいます。

さて、本件につきましては、国土交通省が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に従い、令和2年度（令和元年度補正予算のため令和2年度に繰り越した事業を含む。）に導入された福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー車両を含む。）及びノンステップバス車両に関して、所定の事業評価を行うものです。導入に際しては、第20回藤沢市地域公共交通会議において議決をされた生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に基づいており、事業評価の結果は国土交通省に報告するとともに、公表することになっております。

2. 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業（生活交通改善事業計画に基づく事業）の結果

- ・ユニバーサルデザインタクシー車両 5台

3. 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業評価結果に係る提出物

- ・別添1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）
- ・別添1-2 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について
- ・令和2年度 地域公共交通確保維持改善事業

4. 参考資料

- ・生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
「令和2年度 福祉タクシー車両導入促進計画」及び「令和2年度 ノンステップバス車両導入促進計画」の写し

以 上

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

報告1資料

2021/7/

協議会名： 藤沢市地域公共交通会議

評価対象事業名： バリアフリー化設備等整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
相模交通(株) 藤沢タクシー(株) (株)ミナミ商会 相愛交通(株)	UDタクシーの導入	藤沢市域内のUDタクシー車両の導入を促進させた。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A 福祉タクシー車両5台の導入を図った。	事業が概ね計画どおり実施され、利用者の移動の円滑化・利便性の向上が図られたことから、引き続き事業を進める。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

2021/7/

協議会名:	藤沢市地域公共交通会議
評価対象事業名:	バリアフリー化設備等整備事業
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	市内では高齢化が進み、病院や福祉施設周辺の道路、駅施設などの公共施設におけるユニバーサル化、交通安全対策の推進と併せて、公共交通車両のバリアフリー化を進めることが重要と考えられます。このことから、施設のバリアフリー化と併せ、バス事業者と連携したノンステップバス及びタクシー事業者と連携したUDタクシーの導入を促進します。

協議会名・補助対象事業者名

藤沢市地域公共交通会議
路線バス事業者 1社
タクシー事業者 8社

事業内容

UDタクシーの導入、ノンステップバスの導入

目的・必要性

【UDタクシー】藤沢市では、今後も超高齢化社会への進展が進む中、道路や駅などのバリアフリー化と併せて、公共交通の車両のバリアフリー化を進め、バリアフリー化が交通環境全般にわたることが重要であると考えている。このため、福祉タクシー車両の導入を促進し、自立した移動の機会を増やすことを目的とする。

【ノンステップバス】高齢者、障がい者をはじめ、車いす使用者、歩行困難者、ベビーカー使用者等の段差の移動を負担に感じる全てのバス利用者に対して、誰もが安全に利用しやすいノンステップバスを導入し、公共交通のバリアフリー化を図ることで、公共交通の利用環境の改善と誰もが社会参加できる機会を増やすことを目的とする。

経緯

設備の現況

- 藤沢市交通マスタープランにより、ノンステップバス、UDタクシーの導入を促進
- ノンステップバスの導入率は約62%(R元年度末現在)
- UDタクシーの導入台数は、34台(R元年度末現在)

目標・効果

【UDタクシー】[目標]国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』により、国では令和2年度末までに約4万4千台の福祉タクシー車両の導入を目指している。藤沢市としては補助制度を創設して福祉タクシー車両の導入促進を図る。[効果]効果は、車椅子で直接乗車でき、高齢者等が乗降しやすい福祉タクシー車両が増加することで、障がい者や高齢者、従来のタクシー車両では外出が難しかった方などの外出機会が増えることを期待する。

【ノンステップバス】[目標]国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』に基づき、藤沢市においても令和2年度末までに「市内のノンステップバス導入率約70%」の実現を目指す。目標実現に向けては、バス事業者の車両更新時にノンステップバスを積極的に導入するよう市内のバス事業者に促していく必要がある。[効果]ノンステップバス車両を導入し、高齢者や障がい者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。

事業の概要

- 福祉タクシー車両(リフト車) 1台導入
神奈中タクシー(株):1台
- UDタクシー 15台導入
フジ交通(株):3台、江ノ島タクシー(株):2台、相模交通(株):2台、辻堂交通(株):2台、藤沢タクシー(株):1台、(株)ミナミ商会:3台、相愛交通(株):2台
- ノンステップバス 6台導入
江ノ島電鉄(株):大型(9m以上)6台

協議会構成員

- ・神奈川県県土整備局 都市部交通企画課・藤沢市計画建築部
- ・(社)神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会
- ・神奈川中央交通株式会社・江ノ島電鉄株式会社
- ・藤沢警察署・藤沢北警察署
- ・神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
- ・関東運輸局神奈川運輸支局
- ・神奈川県県土整備局藤沢土木事務所・藤沢市道路河川部
- ・市民・東洋大学教授
- ・特定非営利活動法人のりあい善行・おでかけ六会協議会



生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-福祉タクシー）

令和2年7月27日

（名称）藤沢市地域公共交通会議
 （代表者名）会長 岡村 敏之 印



1. 生活交通改善事業計画の名称
令和2年度 福祉タクシー車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
藤沢市では、今後も超高齢化社会への進展が進む中、道路や駅などのバリアフリー化と併せて、公共交通の車両のバリアフリー化を進め、バリアフリー化が交通環境全般にわたることが重要であると考えている。このため、福祉タクシー車両の導入を促進し、自立した移動の機会を増やすことを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』により、国では令和2年度末までに約4万4千台の福祉タクシー車両の導入を目指している。藤沢市としては補助制度を創設して福祉タクシー車両の導入促進を図る。
(2) 事業の効果
効果は、車椅子で直接乗車でき、高齢者等が乗降しやすい福祉タクシー車両が増加することで、障がい者や高齢者、従来のタクシー車両では外出が難しかった方などの外出機会が増えることを期待する。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【内容】
・福祉タクシー車両（リフト車）の導入
・ユニバーサルデザインタクシー車両*の導入 ※以下「UDタクシー車両」という。
【業者別内訳】
・福祉タクシー車両（リフト車） 1台 神奈中タクシー（株）：1台
・UDタクシー車両 15台 フジ交通（株）：3台、江ノ島タクシー（株）：2台、相模交通（株）：2台 辻堂交通（株）：2台、藤沢タクシー（株）：1台、（株）ミナミ商会：3台 相愛交通（株）：2台
【実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率】
フジ交通（株）、江ノ島タクシー（株）、相模交通（株）、辻堂交通（株）、 藤沢タクシー（株）、（株）ミナミ商会、相愛交通（株）ともに 身体・知的・精神：各1割引
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉
●一般タクシーの代替でUDタクシーを導入する事業
この事業は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条2項に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両として標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の認定を受けた車両を導入する。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和2年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
福祉タクシー 車両導入 (リフト車)	3,700 千円	800 千円	千円	千円	2,900 千円
	100%	21.6%	%	%	78.4%
UDタクシー 車両導入	47,724 千円	9,000 千円	千円	千円	38,724 千円
	100%	18.9%	%	%	81.1%
合計	51,424 千円	9,800 千円	千円	千円	41,624 千円
	100%	19.1%	%	%	80.9%

※総事業費については見込み額を記載。

6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和2年度				
	4月	6月	9月	12月	3月
福祉タクシー 車両・UDタクシー 車両導入	交付決定後着手予定 ●—————● 3月31日完了予定				

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月25日(第1回)藤沢市地域公共交通会議設立 令和2年6月23日 フジ交通(株)、江ノ島タクシー(株)、相模交通(株)、辻堂交通(株)、藤沢タクシー(株)、(株)ミナミ商会、相愛交通(株)の車両の導入方針及び令和2年度の導入計画について合意。 令和2年7月27日 第20回藤沢市地域公共交通会議での審議の結果、委員全員から合意が得られ、藤沢市地域公共交通会議の合意事項とした。

8. 利用者等の意見の反映
<ul style="list-style-type: none"> 今回の改善計画で記載した導入台数は、新型コロナウイルスの影響により事業者の導入計画に変更が生じる場合がある。

(次ページに続く)

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・ 神奈川県 県土整備局 都市部 交通企画課
関係市区町村	・ 藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会 ・ 神奈川中央交通株式会社 ・ 江ノ島電鉄株式会社 ・ 藤沢警察署 ・ 藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・ 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・ 関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 ・ 藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 東洋大学教授 ・ 特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織） ・ おでかけ六会協議会（市民組織）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県藤沢市朝日町1-1

（所 属）藤沢市 計画建築部 都市計画課

（氏 名）由川 響

（電 話）0466-50-3537

（e-mail）fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp



生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-ノンステップバス）

令和2年7月27日

（名称）藤沢市地域公共交通会議
（代表者名）会長 岡村 敏之



1. 生活交通改善事業計画の名称
令和2年度 ノンステップバス車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者、障がい者をはじめ、車いす使用者、歩行困難者、ベビーカー使用者等の段差の移動を負担に感じる全てのバス利用者に対して、誰もが安全に利用しやすいノンステップバスを導入し、公共交通のバリアフリー化を図ることで、公共交通の利用環境の改善と誰もが社会参加できる機会を増やすことを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』に基づき、藤沢市においても令和2年度末までに「市内のノンステップバス導入率約70%」の実現を目指す。目標実現に向けては、バス事業者の車両更新時にノンステップバスを積極的に導入するよう市内のバス事業者に促していく必要がある。
(2) 事業の効果
ノンステップバス車両を導入し、高齢者や障がい者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【内容】 ノンステップバス車両の導入 【藤沢市合計】 大型（車長9m以上）6台 【業者別内訳】 江ノ島電鉄（株）：大型6台
【実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率】 江ノ島電鉄（株） 身体、知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃3割 精神：設定なし
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 事業を実施する地域における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。（令和3年3月31日見込み） ・ノンステップバス：148台、ワンステップバス：67台、リフト付きバス：0台 ・乗合バス車両の総車両台数：215台

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和2年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
大型ノンステップバス 車両導入	140,400 千円	5,600 千円	千円	千円	134,800 千円
	100%	4.0%	%	%	96.0%

※総事業費については見込み額を記載。

6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和2年度				
	4月	6月	9月	12月	3月
大型ノンステップバス車両導入	交付決定後着手予定 ●—————● 3月31日完了予定				

7. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月25日(第1回) 藤沢市地域公共交通会議設立 令和2年6月23日 江ノ島電鉄(株)の車両の導入方針及び令和2年度の導入計画について合意。 令和2年7月27日 第20回藤沢市地域公共交通会議での審議の結果、委員全員から合意が得られ、藤沢市地域公共交通会議の合意事項とした。 	

8. 利用者等の意見の反映	
<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果で期待している内容が図られるよう、計画の実施を期待する。 	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・神奈川県 県土整備局 都市部 交通企画課
関係市区町村	・藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会 神奈川中央交通株式会社 江ノ島電鉄株式会社 藤沢警察署 藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> 市民 東洋大学教授 特定非営利活動法人のりあい善行(市民組織) おでかけ六会協議会(市民組織)

(次ページに続く)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県藤沢市朝日町1-1

(所 属) 藤沢市 計画建築部 都市計画課

(氏 名) 由川 響

(電 話) 0466-50-3537

(e-mail) fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp